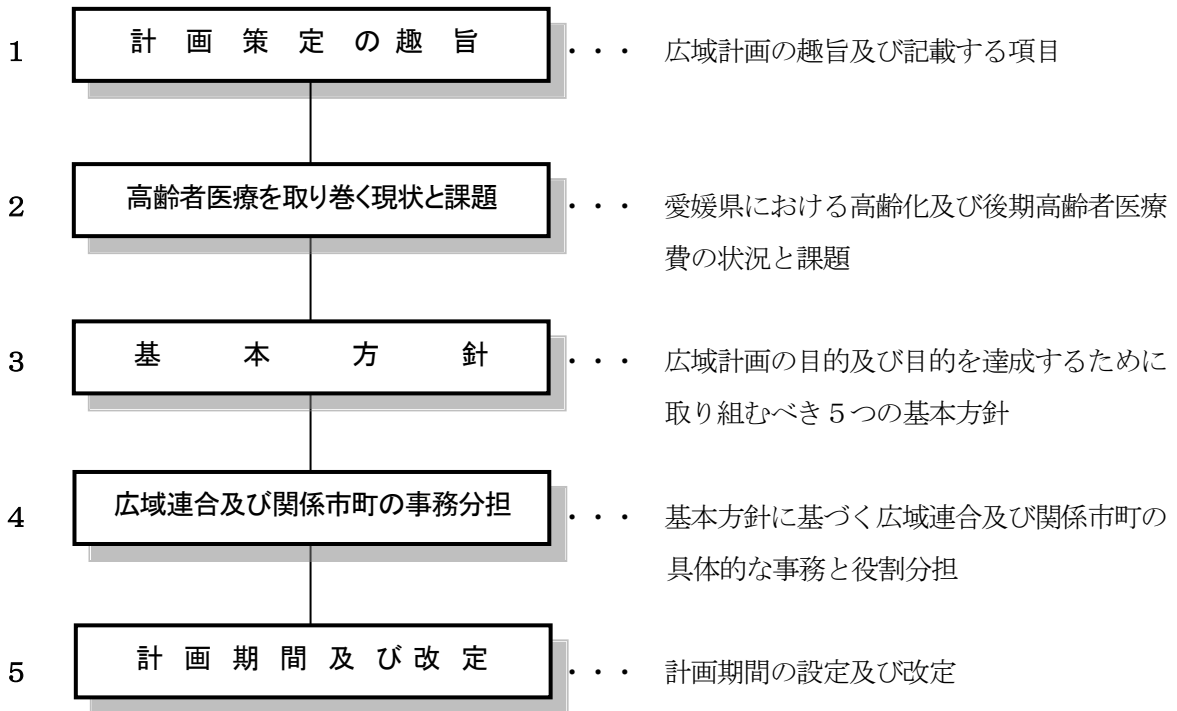


第四次広域計画の策定について

1. 第四次広域計画の基本的な考え方

- ・ これまでの広域計画を継承しつつ、後期高齢者医療制度を巡る動向等を踏まえ、策定する。
- ・ 国・県が策定する医療費適正化計画等との調和を保つため、計画期間を6年間とする。

2. 第四次広域計画（素案）構成図



3. 策定スケジュール

令和5年

- 10月 市町担当課長会開催
- 11月 事務局案に対する各市町の意見集約
- 12月 パブリックコメントの実施

令和6年

- 2月上旬 広域連合懇話会の開催 → 懇話会委員の意見集約
パブリックコメントの意見集約
→ 第四次広域計画（案）の決定
- 2月下旬 広域連合議会2月定例会に議案を提出 → 議決後にホームページにて公表